

ASBJ、後発事象に関する取扱いを定めた会計基準等を公表

Point
1

何に関する会計基準？

本基準は、**後発事象**に関する取扱いを定めた会計基準です。

監査基準報告書 560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以降「**監基報 560 実1**」）における会計に関する内容を原則として踏襲し、ASBJの会計基準に移管することを基本的な方針としています。

Point
2

監基報 560 実1から何が変わる？

監基報 560 実1において、監査対象となる後発事象は監査報告書日までに発生した後発事象であるとされていましたが、本基準では、国際会計基準（IAS）第10号「後発事象」と同様、原則として**財務諸表の公表の承認日**までを後発事象の評価期間とします。また、**財務諸表の公表の承認日**と**財務諸表の公表を承認した機関又は個人の名称**を注記することが求められます。

会計監査人設置会社の**計算書類**等における後発事象の評価期間についても指針が示されています。

Point
3

金商法監査の財務諸表における特例的な取扱いはどうなる？

計算書類等に係る監査報告書日後、**財務諸表等の監査報告書日**までに発生した修正後発事象は、**開示後発事象**に準じて取り扱うという金商法監査の財務諸表に関する特例的な取扱いについては、本基準でも基本的に踏襲されています。

Point
4

いつから影響がある？

2027年4月1日以後開始する**年度の期首**から適用されます。早期適用は定められていません。

適用初年度において遡及適用は要求せず、年度の期首から**将来にわたって適用**することが求められます。



ここに注目！

財務諸表の公表の承認日までを後発事象の評価期間とすることにより、IFRS®会計基準やサステナビリティ開示基準との整合が図られます。

一方で、わが国固有の開示制度に起因する金商法監査の財務諸表における特例的な取扱いについては基本的に踏襲することとし、当該取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとされています。